

レンタルボンバー会員登録依頼書

※ 専門学校・大学生用

申請日	平成 年 月 日	ID		
お名前(必須)	フリガナ		性別	男・女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	年齢	才	
ご住所(必須)	フリガナ			
	〒			
	建物名			
	マンション名			
ご連絡先(必須)	電話番号(自宅)	—	—	
	携帯・PHS等	—	—	
	E-mail (携帯アドレス不可)			
学校名(必須)	フリガナ		TEL	
学校住所(必須)	フリガナ			
	〒			
学科(必須)		卒業予定年月 (必須)	平成 年 月	

こちらのスペースに学生証(裏・表)のコピーを添付してください。

- 上記必要事項を記入し、学生証コピー添付の上、ご郵送にて提出をお願いいたします。
※ご郵送料はお客様のご負担になります。
- 合わせて「保証書」「印鑑証明(保証人様分)」のご提出をお願い致します。
※保証人はご親族のみとさせていただきます。

※学校を卒業致しましたら、お手数ではございますが、当店までご連絡をお願い致します。

保証書

(甲) 株式会社アベルネット 店名 レンタルボンバー

代表取締役社長 小山 励基 殿

(乙) 本人 氏 名

印

現住所

生年月日 年 月 日

この度、右の者(乙)がレンタルボンバー(甲)会員登録にあたりまして、連帯保証人として、乙が甲のレンタル約款及び諸規則を遵守することを連帯して保証いたします。

万一、乙がこれに反して、故意又は重大な過失によつて甲に損害をおかけした場合は、乙をもつてその責任をとらしめるとともに、私は連帯して、その損害を賠償する責任を負うことを確約します。よつてその証として本書を差し入れます。

なお、本連帯保証期間は、本日より5年間とします。

平成 年 月 日

連帯保証人 氏 名

印

現住所

生年月日 年 月 日

本人(乙)との続柄

レンタル約款

株式会社 アベルネット
平成23年7月15日

第1条 (総則)

- お客様（以下「甲」）とレンタルポンパー（以下「乙」）との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」）については、別途書面により合意されない限り、以下の条文の規定が適用されます。
- この約款のほか、レンタル契約に関し当社が別途定める細則等も、この約款の一部を構成するものとします。
- 乙は乙の判断により、この約款（前項の細則等を含む。以下同じ。）の変更をすることができるものとし、甲は予めこれを承諾するものとします。約款の変更後に成立したレンタル契約については、変更後の約款が適用されるものとします。

第2条 (物件)

乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル明細書に記載するレンタル物件（以下「物件」）を賃貸し、甲はこれを賃借します。

第3条 (レンタル期間)

- レンタル期間はレンタル明細書に記載する期間とします。
- この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除し又は終了させることができません。

第4条 (料金)

甲は、乙が発行しレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額（以下「レンタル料等」）を乙に対して支払います。
乙は予告なくレンタル価格の改定を行う事があります。この場合、値上げ、値下げに関わらず契約締結日に有効な金額を変更する事はありません。よって、値上げ、値下げに伴う料金の精算は行いません。

第5条 (物件の引渡し)

- 乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引渡し（送付の場合もあります）、甲は物件をレンタル終了日に返還いたします。
- 甲は乙から物件の引渡しを受けた後、速やかに状態を検査するものとし、物件に瑕疵があった場合は、引渡し後1日以内に乙に通知するものとします。かかる通知がなされなかった場合、物件は正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものとします。
- 甲が乙から賃借した物件はレンタル明細書の通りに甲に引き渡された物とします。

第6条 (担保責任)

甲は乙に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については保証いたしません。

第7条 (担保責任の範囲)

- レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件の交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免することがあります。
- 物件の瑕疵については、乙は請求原因に如何にかかわらず、事前に定める以外の責任を一切負いません。
- レンタル契約に関し、乙が甲に対して負担する損害賠償責任その他の責任は、請求原因の如何にかかわらず、当該レンタル契約において甲から乙に支払われたレンタル料の額を上限とします。

第8条 (物件の使用、保管)

- 甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。
- 甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しません。
- 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、転賃、質入及び担保への供与をいたしません。また甲は物件を分解、修理、調整、改造、汚染しません。

第9条 (物件の使用管理義務違反・機材使用管理)

- 物件が甲の責による事由に基づき紛失、損傷した場合、又は甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して紛失した物件の購入代金、損傷した物件の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済いたします。その場合の弁済料金に関しては乙の算出による物とします。なお、カード決済のお客様の場合、損害額を頂いておりますカード情報にて決済させて頂く事がございます。
- レンタル期間中に甲が物件自体またはその設置、保管、使用等によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負いません。
- 甲が乙に対しての機材弁済金額は乙の販売金額にて算出し、該当がない場合は量販店等の販売価格にて算出いたします。
- 甲が機材使用時に保存したデータ等に関しましては甲の管理とし、機材の不具合、故障等に問わず乙は一切の責任を負いません。

第10条 (レンタル期間の延長)

甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾し延長する場合があります。ご予約が入っている物に関しての延長は受けられない事がございます。またカード決済を行いましたお客様へは、ご契約の延長料金としてかかる費用を頂いておりますカード情報にて決済させていただく事がございます。

第11条 (物件の返還遅延の損害金)

甲が乙に物件の返還をなすべき場合において、その返還を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返還の完了日までの遅延損害金を支払います。この場合、遅延期間1日当りの損害金は、別途乙にて算出し、請求いたします。延滞・延長料金に関しましては当店WEB上、各機材詳細ページ、レンタル料金下部に記載されている延滞料金をご請求いたします。

第12条 (物件の配送)

甲は乙の指定する配送業者が物件を配送することを承諾します。
乙の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延（天災、事故、渋滞等）については、乙は甲に対して一切の責任を負わないものとします。

第13条 (乙の権利の譲渡)

乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差入れることができます。
また、レンタル予定終了日から遅滞なく物件を返却されない場合は、債権回収業者または弁護士に債権回収及び物件回収を依頼する事がございます。その場合、費用は（レンタル機材の当店通常販売価格及び第11条記載の延滞料金等）全て甲が負担する事とします。
なお、カード決済またはカード番号をご登録のお客様は上記に関わる費用を頂いております。また、カード情報にて決済させていただく事がございます。

第14条 (情報)

レンタル期間中、又は甲が乙に物件を返還した後であるかに関わらず、また物件の返還の理由の如何を問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をいたしません。

第15条 (クレジットカード決済)

クレジット決済におきましては、カード情報を登録させていただきます。延滞料金や、延長料金のご請求をカード情報を元に決済する事がございます。クレジットカード支払に限定してレンタルを行っている商品につきましては、使用クレジットカードがデビットカード機能を併せ持っている場合、クレジットカードとしてご使用いただけない事がございます。

第16条 (学生会員)

- 学生会員とは大学等に学籍を置いている者で、連帯保証人を立てることが出来る者とする。
- 連帯保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、甲がこの契約によって負担する一切の債務について連帯して保証の責めを負います。
- 学生会員は、年度毎（4月1日～5月31日）に更新手続きをおとりいただき、この手続きは自動継続されません。
- 学生会員は卒業・退学時は必ず乙に連絡し、登録の変更手続きを行います。

第17条 (退会)

- 入会申込み等における虚偽の申請、この規約への違反、物件の不適切な取扱い、その他甲につき不適切な事実が判明した場合、会員として不適格と乙が判断した場合、乙は甲を退会させることができるものとします。
- 前項の場合、乙は甲に対して入会金・登録料の返還はいたしません。

第18条 (合意管轄)

本約款から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。